

令和5年7月12日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣

総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

経済産業大臣
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）

あて

静岡県議会議員 中沢 公彦

国民皆歯科健診の実現を求める意見書

現在、我が国では法律に基づく歯科健診として、母子保健法による1歳6か月児、3歳児に対する健診、学校保健安全法による小学校、中学校、高等学校の児童生徒に対する学校歯科健診があり、その実施や受診勧奨が義務づけられているため、この年代のほぼ全ての国民が歯科健診を受診している。

一方で、成人期においては、健康増進法に基づく40、50、60、70歳の歯周疾患検診、高齢者医療確保法に基づく後期高齢者歯科健診の受診率は極めて低いものとなっている。また、事業所における歯科健診は歯科特殊健康診断として有害業務に従事する労働者に限られている。

現在では多くの研究により、歯の本数と全身の健康状態、歯周病と全身疾患との関係等についての科学的な根拠が明らかになっている。人生100年時代を迎える中で健康寿命を延ばすためには、8020運動やオーラルフレイル対策の取組をさらに進めるなど、歯を含めた口腔内の健康維持が極めて重要である。そのためには、ライフステージに対応した切れ目のない歯科健診の受診機会を確保する必要がある。

こうした中、令和4年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2022」において、生涯を通じた歯科健診（いわゆる国民皆歯科健診）の具体的な検討を行うことが初めて盛り込まれた。これにより、あらゆる年代の国民が定期的に歯科健診を受診し、健康寿命の延伸に向けた取組が進むことに対して期待が高まっている。

よって国においては、国民皆歯科健診を実現し、生涯にわたる口腔と全身の健康の増進を図るため、下記の事項について措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 国民皆歯科健診の制度設計等に関する具体的な検討を進めるに当たり、地方自治体をはじめ関係者の意見を十分に反映すること。
- 2 国民皆歯科健診の着実な実施のために、十分な財政措置を講ずること。
- 3 国民に対して口腔の健康づくりや歯科健診の重要性について啓発を行うとともに、健診後も定期的な受診を奨励するなど、歯科疾患の発症や再発、重症化予防のための総合的な取組を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。